「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

公正価値測定及び開示に関する会計基準等早朝読書会
代表　結城　秀彦

掲題の通り、基準（案）及び適用指針（案）について以下コメントさせていただきます。
お取り計らいの程、よろしくお願いします。

（　＝以下文中、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」を"基準案"、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」を"適用指針案"と略称する。＝　）

1．「入力数値」について（基準案 14 項）

（コメント）

「インプット」は「入力数値」ではなく、「基礎数値等」と表現すべきではないか？

(理由)

「入力数値」ではいかにも外来語の訳出であり、日本語として馴染まない。

また、公正価値を測定する際に、入れれば答えが自動的に出てくるような機械的に算定するイメージがあり、公正価値測定の見積もりには相応しくないと考える。

「インプット」は「リスクについての仮定を含め、市場参加者が資産または負債を価格設定する際に用いるであろう仮定」とされている（基準案 14 項）。

このように資産負債の価格設定のための基礎となる数値および関連する仮定を意味するのであれば、「インプット」は「基礎数値等」とした方が、日本語の語感として、基準等の利用者には望ましいと考える。

2．基準案における注記事項の対象範囲について（17 項および 46 項）

（コメント）

基準案は公正価値に関する注記を求めるものであるが、「会計基準」においては、その対象を「公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産および負債」および「公正価値を明記継続して注記している資産および負債」と定める（基準案 17 項）にとどめているが、「結論の背景」に記載された「公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産および負債」および「公正価値を毎期継続して注記している資産および負債」の定義（基準案 46 項）は「会計基準」の個所に基準案 17 項の次項として明示すべきである。

（理由）
「会計基準」本体に注記対象が具体的に記述されないのでは、何が具体的に注記対象なのか、基準の利用者はすぐには理解できず、誤解と混乱を招く可能性が高い。。
また「会計基準」をどのように定めたかに関する趣旨説明である「結論の背景」において具体的な定義を行うのは本末転倒である。注記対象を金融商品、トレーディング目的の棚卸資産、賃貸用不動産と定める旨は「会計基準」に記載し、これらに注記対象を限定した趣旨を「結論の背景」として記載すべきである。

3． 注記事項における公正価値（基準案 46 項）と金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会　会計制度委員会報告第 14 号）における「市場価格のない株式」の評価との論理的平仄について

（コメント）
市場価格のない株式は金融商品であり、金融商品会計に関する実務指針 92 項においては、減損を実質価額を用いて評価することとなる。
市場価格のない株式について、本基準案が基準として確定公表された後にも、同実務指針の取り扱いに基き、実質価額による評価が行われるが、この場合には、「概ね 5 年等の期間における回復見込等の制約」が課せられた評価が行われる。
これに対して、基準案 46 項に基づく注記の求める公正価値は出口価格（将来キャッシュフロー価値）であり、その算定に当たり、回復可能見込に関する期間の制約は明示されていない。
したがって、このような実務指針と基準案との相違を前提とすれば、実質価額に基く評価によって貸借対照表上は減損処理されるが、注記事項においては公正価値は減損前簿価を上回る価値があるといった開示が行われることが想定されるがその理解でよいか。
このような矛盾を解消するため、今後予定されている金融商品会計基準の見直し（当初認識後測定）の帰趨が明らかになるまでの間においては、市場価格のない株式について公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、取得原価で測定することを明示しておくことが必要と考える。

（理由）
上記のような会計処理（当初認識後測定）と注記事項における評価額の乖離は、財務諸表の読者に会計処理が実態を反映していないのではないかという強い疑義と混乱をもたらす可能性が高いと思われる。
このような市場価格のない株式の当初認識後の測定に関する取り扱いについては「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理（企業会計基準委員会　平成 22 年 8 月 16 日）」において取得価額測定を含めるか否かについて検討予定論

点とされていることにも鑑み、上記のように公正価値を信頼性を以て測定できない取得価額測定に関する例外規定を追加すべきと考える。

4． 賃貸等不動産の評価との論理的平仄について

(コメント)

賃貸等不動産については固定資産減損会計の適用対象となるが、賃貸等不動産のうち、例えば土地については将来 CF の見積期間については最長 20 年とされ、また、修繕維持のための CF 以外は想定しないとされているが、公正価値の見積りにおいてはこのような見積り最長期間の制約等は示されていない。

賃貸等不動産の時価の見積りを行う場合、不動産鑑定においては将来キャッシュ･フローの最長見積り期間を置かず、かつ、賃貸等不動産取得後に賃貸によって稼得したキャッシュインフロー（余剰ネットキャッシュインフロー）の一部を賃貸等設備（建物等）の取り壊しと新たな物件への建替え（再投資）に充当すると仮定して算定された将来キャッシュフロー価額がしばしば鑑定価額として提示されることがある。このような価額は資産の「再有効使用」を仮定した公正価値として用いうると考えてよいか。

このような「再投資」「将来見積り期間無制約」を前提とした出口価格を公正価値として注記事項に用いた場合、固定資産減損会計における回復可能見込額（最長 20 年の見積り期間の制約のある将来 CF 価値）と乖離し、固定資産減損会計に基づき貸借対照表上は減損処理されるが、注記事項においては公正価値は減損前簿価を上回る価値があるといった開示が行われることが想定されるがその理解でよいか？

このような矛盾を解消するため、再有効使用に関する規定のうち、とくに「物理的に可能」「財務的に実行可能」（基準案 12 項）の説明において、賃貸等不動産の出口価格の算定に当たっては、土地上の賃貸等設備については現存する設備（現存はしていないが今後、建設する設備の具体的計画が立案されている場合を含む）の使用見込期間を出口価格算定のための最長 CF 見積り期間とし、かつ、修繕維持以外の CF は想定しないことを明示し、公正価値算定に当たっては「再投資の仮定」を排除すべきと考える。

（理由）

賃貸等不動産について、将来の余剰キャッシュフローによる設備更新を実行してさらにキャッシュフローが稼得されるという前提は、将来取得する資産についての要素を含んでおり、現存する賃貸等不動産に対する適切な価値評価となっていないことが多いと思われる。

例えば、賃貸等不動産が更地であり、今後、土地上に設備を建設する実行可能な計画が立案されている場合を除き、将来における予測および意思決定の要素を多分に含んでおり、現時点における実行可能性が非常に不確実である。

したがって、例えば不動産鑑定士がこのような「鑑定価額」として提示した価額であっても、こ

のような「再投資の仮定」に基づくものは会計上は「公正価値」とは言えない価額(いわゆる「不公正な価値」)であることを明示しておくべきと考える。

5． 評価技法に用いられる入力数値について（基準案 14 項および適用指針案 16 項）

（コメント）
「観察不能な入力数値」とは、観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値とされている（基準案 14 項）。また、レベル3（観察不能）の資産･負債の公正価値算定のための具体的な入力数値については「レベル 3 の入力数値を設定するにあたっては、その状況において入手できる最良の情報を用いて設定する」（適用指針案 16）とされている。
これらの個所においては、“最良の情報”の語が唐突に使用されているが、どのような意味で“最良”なのかについて、より明確な説明が必要と思われる。
適用指針案 15 項および 16 項から推し量るに、「市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する」という意味での最良の情報であるように思われる。
適用指針案 16 項について、例えば、「レベル 3 の入力数値を設定するにあたっては、市場参加者の価格設定のための仮定を反映し、その状況において入手できる最良の情報を用いて設定する」等、"最良の情報“の意味を理解しやすい表現とすべきと考える。

（理由）現行の適用指針案の表現では、「市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する」（適用指針案 15 項）と、「その状況において入手できる最良の情報を用いて設定する」（適用指針案 16 項）という形で項を分けて記述されてしまっているため、これらのつながりがわかりにくい。
現行基準案等の表現のままでは、“最良の情報”とはどのような観点から最良なのかが明確ではないため、入手できる中で最も合理的である（実態を反映する）という意味での「最良の情報」なのか、あるいは、企業の損益またはキャッシュフローにとって最も有利という意味での“最良の情報”なのか、様々な解釈が成立するように思われる。
例えば、公正価値の見積りにおいて入手した時の経過につれて逓増するような CF は企業にとって最も有利な情報であるが、そのようなものが企業にとって“最良の情報”であると誤解する基準等の利用者も生じうるため、より明確な説明記述が必要と考える。

6． 現在価値算定技法の適用上の留意事項について

（コメント）

公正価値の見積りにおいて、予測が不確実な超長期の CF を前提とした出口価格の見積りを求める場合があるが、その見積りの恣意性の排除のための規定については、基準案において例えば次のような一定の制約を明示すべきではないかと思われる。

－ CF の見積りについて一定または逓減するような CF を採用し、逓増するような CF の見積りを認めないとする制約

－ CF の見積りが時を経て実態と乖離している場合の CF の見直し、とくに超長期の CF の見積り（terminal value を含む）の引き直しの強制。

なお、実績との乖離が生じている場合に見積りに反映すべきことは、見積りの適時な引き直し（不確実性が現実化した場合の反映）（「付録（現在価値技法）」）において記述されている。

しかし、このような見積りの見直しについては「会計基準」または適用指針においてその実施を要求すべきものと考える。

また、このように適時な見直しについて注意喚起を行うことによって当初の公正価値測定においても慎重な見積りを行うことが必要と考える。

（理由）

先行する米国会計基準等の実務への適用を垣間見ると、公正価値については、“CF Value を計算すれば、あたかもそれが公正価値であることが自明”であるかのような錯覚や“外部の専門家（”スペシャリスト“）から入手したものであれば CF Value が絶対的に正しい価値”であるかのような錯覚に陥り、不適切な仮定に基づいて算定された公正ではない出口価格を公正価値であるとして強弁することが生じがちである。

公正価値の評価に当たっては見積りの恣意性や第三者による価値評価の無分別な濫用が働きやすいため、恣意性の排除のための具体的な歯止めを基準に明示しておくことが必要と考える。

7．「市場」の定義について（適用指針案 15 項）

（コメント）

市場とは何か、その定義を明確にすべき。

また、現行の会計基準等における市場の概念（金融商品会計基準注解2 市場には公設取引所およびそれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システムも含まれる。）を見直し、定義し直す必要がある。

(理由)

「レベル3の観察不能な入力数値は、．．．市場参加者が仮定を反映する。」(適用指針(案) 15 項) としている以上、レベル3も市場を前提とした価額であると考えられる。しかし、例えば、市場価格のない株式や関係会社株式については、随時、売買・換金等を行える市場は存在するものとは思われず、レベル3が仮定する市場の概念と現行の会計基準とには重大な乖離が生じていると考えられる。

どのような「市場」を想定すればよいかについて明確な基準または指針が必要と考える。

8． 参照市場について (基準案 9 項)

(コメント)

企業が「最も有利な市場」(基準案 9 項) に基づいて参照市場を決定している場合について、その継続適用が求められることを明示すべきと考える。

(理由)

「最も有利な市場を決定する際には、市場参加者の観点ではなく、企業の観点から判断することとなる。」(基準案9項) としているため、恣意的な参照市場の変更を排除するための注意喚起が必要と考える。

9． レベル 3 の入力数値における企業の自己のデータの利用について (適用指針案 16 項)

(コメント)

レベル3の入力数値 (インプット) について、合理的に入手可能な他の市場参加者が用いるデータとの優劣を問わず、「企業の自己のデータを用いることができる」(適用指針案 16 項) と読めるが、公正価値算定の出発点として、合理的に入手可能な場合には他の市場参加者からのデータを用いることを原則とすべきと考える。

したがって、適用指針案 16 項は、次のように規定すべきと考える。

「この際、合理的に入手可能な他の市場参加者からのデータを用いることとするが、それが入手不可能な場合には企業の自己のデータを用いることができる。ただし、他の市場参加者には入手できない企業に固有の要素が存在し、それに伴う調整を数値化できる場合には、当該他の市場参加者からののデータを調整する。」

(理由)

レベル3の入力数値 (インプット) について、他の市場参加者が用いるデータが合理的に入手できるのか否かに言及せずに、「企業の自己のデータを用いることができる」(適用指針案 16 項) としており、いかなる状況の下でも企業の自己のデータを出発点として公正価値を算定することができるように読める。

しかし、売手のみならず買手が存在して初めて成立する出口価格の概念からすれば、他の市場参加者が用いるデータを用いる方が客観的であり、次のような場合には、まずは、他の市場参加者からのデータをその出発点として用いることを原則とし、恣意性が介入しがちな企業の自己のデータの利用について制約を課すべきと考える。

10. レベル3の入力数値の具体例について（適用指針案18項）

（コメント）

現行の適用指針案では長期の通貨スワップ・レートやヒストリカルボラティリティについての事例が取り上げられているが、このような金融商品よりもむしろ関係会社株式や不動産等、その資産の個別の特性が強く市場データが入手できない場合の多いものを例示として示すべきと考える。

（理由）

レベル3のように観察可能な市場データが入手できないものの公正価値の例示については、現行の会計基準・実務指針において「合理的に算定された価額」を時価として用いうる金融商品のみを事例として示すのではなく、むしろ関係会社株式や不動産のようにその資産の個別の特性が強く、比準すべき市場データが見当たらず、現行の実務において時価に相当する価額が容易に算定できないとされているものを例示として示すべきと考える。

以 上